

鳥獣保護管理強化総合対策事業費

(希少鳥獣（ゼニガタアザラシ）による農林水産業等への被害対策事業を含む)

817百万円（709百万円）

自然環境局国立公園課、野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の必要性・概要

近年、我が国において、鳥インフルエンザ等の感染症が野鳥で発生し、また、生息地を拡大した鳥獣による生態系被害や農林水産業被害、更には人身被害が大量に発生しており、深刻な問題となっている。

鳥インフルエンザ等の感染症については、ひとたび家畜等への感染が起これば地域の社会・経済に著しい支障を来すのみならず、希少種の絶滅など我が国の生物多様性保全上大きな影響を及ぼすおそれがある。

一方、シカ、イノシシ等の鳥獣が急激に生息数を増やし、生息地を拡大している。その食害による希少植物の減少や森林の劣化などの生態系被害の拡大や農林水産業の被害額の増加に加え、最近では住宅地や観光地への出没による人身被害や電車や車との衝突など生活環境の被害も増加しており、各地で深刻な問題となっている。さらに、生物多様性保全上重要な地域である国立公園等におけるシカによる生態系影響も深刻であり、総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっている。

これらの状況を踏まえ、平成26年には鳥獣保護法を改正し、鳥獣の管理を明確に位置づけたところである（改正法施行後は、鳥獣保護法は鳥獣保護管理法となる）。

人と鳥獣の適切な関係構築に向けて、鳥獣の保護及び管理に関する課題に適切に対応するとともに、新たな「鳥獣保護管理法」に基づく積極的な管理のための措置を着実に実施するため、以下の事業を強力かつ総合的に実施する。また、近年、希少鳥獣であるゼニガタアザラシによる漁業被害が深刻化しているため、ゼニガタアザラシの絶滅を回避しつつ、地域社会と共存するための漁業被害対策事業を実施する。

2. 事業計画（業務内容）

（1）鳥獣感染症発生時対策事業

① 発生時における死亡鳥獣等のウイルス保有状況検査

全国的な野生鳥獣の感染状況を把握するため、発生時における急激な検体増加に着実に対応して渡り鳥等の鳥獣から採取した検体の分析等を実施する。

② 発生地周辺調査

発生地周辺において野生鳥獣の生息状況調査や糞便調査等のウイルス保有状況調査等を迅速かつ緊急的に行う。

③ 発生地周辺への渡り鳥の飛来経路調査

発生地周辺に飛来する渡り鳥の飛来経路を衛星追跡により解明する。

④ 対策強化に向けた情報収集・分析・検討

専門家ヒアリングや検討会の開催等を実施し、危機管理対応に反映する。

(2) 鳥獣保護管理強化事業

① 鳥獣保護管理に係る人材育成

改正鳥獣法により導入された認定鳥獣捕獲等事業者制度の普及を図るため、全国での説明会開催や、鳥獣の捕獲に従事する事業者及び従事者の技術・知見向上のための事業を実施する。また、新たな担い手確保のための狩猟免許取得に向けたセミナーや、捕獲の専門家及び動物の生態の有識者によるサポート体制の整備を図る。

② 鳥獣保護管理実態調査・検討

深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等の管理を強化するため、最新の知見等の収集・整理を行い、都道府県に対して助言等を行う。また、改正鳥獣法に基づき、絶滅リスクが高まっているナベヅル・マナヅルについて、希少鳥獣保護計画の検討を行うとともに、希少鳥獣であるものの農林水産業被害を起こしているゼニガタアザラシについては、絶滅を回避しつつ、適切に共存していくために特定希少鳥獣管理計画の検討を行う。

③ 指定管理鳥獣捕獲等事業推進事業

改正鳥獣法に基づき、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして国が定める指定管理鳥獣（シカ、イノシシを想定）について、都道府県による捕獲事業等に係るとりまとめ・評価や、効率的な捕獲技術及び迅速な捕獲情報収集システムの開発、捕獲個体の有効活用等の方策の検討等を行う。

(3) 国立公園等シカ管理対策事業

① シカ管理計画策定事業

国立公園等において、シカの本格的な駆除に向けた調査、体制構築、生態系維持回復事業計画等のシカ管理計画の策定、試験的なシカの駆除等を行うことで効率的なシカ対策を講じるための基盤構築を図る。

② 先進的なシカ管理対策モデル事業

①により基盤構築がなされた国立公園等において、大型仕切り柵を併用した巻狩りや自動落下式ゲートを備えた囲いワナによる捕獲など先進的な捕獲手法を駆使した本格的なシカの駆除を行い、生態系被害の軽減を図る。

3. 施策の効果

鳥インフルエンザ等の感染症に係る危機管理対応の飛躍的な充実が図られるとともに、シカやイノシシ等の食害対策や捕獲の担い手確保、都道府県が主体となった捕獲の推進、国立公園内外のシカ対策の促進等の総合的实施を通じて、人と野生動物の関係が大きく改善され、適切な鳥獣保護管理と地域の活力の回復が図られる。

また、希少鳥獣であるナベヅル・マナヅルやゼニガタアザラシの保護管理が図られる。

鳥獣保護管理強化総合対策事業費(希少鳥獣(ゼニガタアザラシ)による農林水産業等への被害対策事業を含む)

平成27年度予算要求額:817百万円(709百万円)
支出予定先:民間団体等

○ニホンジカやイノシシ等による生態系、農林水産業、生活環境に係る被害が拡大・深刻化

- ニホンジカの推定個体数は、約20年間でニホンジカが約9倍に増加
- 現状の捕獲率では、2025年には約500万頭まで増加(2011年の約2倍)

○狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少

- 40年間で4割以下に減少し、6割以上が60歳以上に

○国立公園等における生態系への影響の深刻化

○鳥インフルエンザ等の感染症発生時の対応

捕獲等の担い手育成 と 鳥獣の捕獲等の一層の促進 が必要

改正鳥獣法(平成26年5月公布)に基づく積極的な管理、総合的な取組の抜本的強化

鳥獣保護管理強化事業

※赤字・下線は法改正に伴い必要となる新たな施策

担い手育成

- 狩猟免許取得促進
- 専門家等の活用促進
- 都道府県等職員の知見・技術向上
- 認定事業者制度の普及、事業者の知見・技術向上

実態調査・検討

- 特定鳥獣の実態調査
- 広域的保護管理の体制づくり
- 基本指針の改定に向けた点検・調査
- 希少鳥獣の保護・管理の推進

捕獲事業の推進

- 指定管理鳥獣の調査・指定検討
- 捕獲技術の開発・普及
- 捕獲情報収集システムの開発
- 捕獲個体の有効活用等の推進

国立公園等シカ管理対策事業

- 国立公園等におけるシカ管理体制の構築
シカ管理対策モデル事業の実施

鳥獣感染症発生時対策事業

- 野生鳥獣に鳥インフルエンザ等の感染症が発生した際の調査・対策の適切な実施